

「三重県企業庁経営計画」の改定(中間案)の概要

1 改定について

「三重県企業庁経営計画(以下「経営計画」という。)」策定後の5年間においては、大規模自然災害が全国各地で発生し、水道・工業用水道では、浄水場等の停電や配水管等の破損など甚大な被害を受け、復旧までの期間の事業運営に大きな影響が及びました。このような状況を背景に、国においては、防災・減災、国土強靱化のための対策が閣議決定され、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策が集中的に実施されているところです。

企業庁においても、こうした災害の頻発による水道・工業用水道の被災は、県民及びユーザーの日常生活や経済活動に深刻な打撃を与えることから、災害に強い強靱な水道・工業用水道の構築を着実に進めるため、平成29(2017)年3月に策定した経営計画の改定を行うものです。

2 各事業における主な改定内容

(1) 水道用水供給事業

強靱な水道の構築のため、引き続き、施設の耐震化や老朽化対策を重点的かつ計画的に行うとともに、近年、全国的に発生している台風や集中豪雨などの自然災害に対応するための取組を進めます。

【耐震化】

- ・浄水場の浄水処理施設の耐震補強工事を計画的に実施します。(高野浄水場6施設)
- ・主要施設である調整池の耐震化を計画的に推進します。
- ・耐震適合性のない管路約160kmのうち、被害率の高い管路などを優先して、耐震適合性のある管への布設替えを進めます。
- ・布設後40年を経過した耐震適合性のない管路について、補助金等を活用し、老朽化に伴う更新と合わせて耐震適合性のある管への布設替えを進めます。
- ・経営目標達成に向けた取組の成果指標として、新たに「調整池の耐震化率」を設定します。

【風水害対策】

- ・浸水対策及び土砂災害対策について、施設への被害が及ばないように対策の検討を進め、受水市町と情報を共有しながら、計画的に対策を実施します。
- ・長時間停電対策について、災害時において非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、非常用発電設備の更新に合わせ適切に対応します。

【拡張事業(未整備分)】

- ・北中勢水道用水供給事業(北勢系長良川水系・中勢系長良川水系)の取水・導水施設の整備については、引き続き、受水市町や地元関係機関との連携を図り、令和7(2025)年度の供用開始に向け計画的かつ効率的な事業執行に努めていきます。

(2) 工業用水道事業

強靱な工業用水道の構築のため、引き続き、施設の耐震化や老朽化対策を重点的かつ計画的に行うとともに、近年、全国的に発生している台風や集中豪雨などの自然災害に対応するための取組を進めます。

【耐震化】

- ・浄水場の浄水処理施設の耐震工事が完了し、引き続き、浄水場の排水処理施設や配水池等について耐震化を進めます。
- ・重要度の高い主要幹線や布設年度が古い配水管路などについて、老朽化対策として実施する管路更新に合わせて管路の耐震化を進めます。
- ・経営目標達成に向けた取組の成果指標として、排水処理施設や配水池等について「主要施設の耐震化率」として整理し、新たに設定します。

【風水害対策】

- ・浸水対策及び土砂災害対策について、施設への被害が及ばないように対策の検討を進め、計画的に対策を実施します。
- ・長時間停電対策について、災害時において非常用発電設備を 72 時間程度運転できる燃料を貯留することとし、非常用発電設備の更新に合わせ適切に対応します。

(3) 電気事業

令和元(2019)年 9 月に三重ごみ固形燃料発電所での R D F 焼却・発電が終了したことから、R D F 焼却・発電事業の円滑な終了と電気事業の廃止に向けて取組を進めます。

【R D F 焼却・発電施設の撤去】

- ・施設撤去工事については、引き続き、周辺環境や安全対策等に十分配慮して、令和 4 (2022) 年度中の完了に向けて進めます。

【事業の総括】

- ・環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、関係市町等からの意見も確認し、全ての業務が終了する段階で速やかに最終的な総括が行えるよう、関係部局と連携して進めます。

(4) 各事業の展開を支える取組

業務の効率化や市町及びユーザーへのサービスの維持・向上を図るための取組を進めます。

【経営の品質向上】

- ・I C タグを利用した貯蔵品管理や点検業務支援端末の導入など、デジタル化による業務改善等を推進するための取組の検討を進めます。
- ・A I による薬品注入の自動化や遠隔で自動検針が可能なスマートメーターについても先進事例の調査等を行い、他の新たな I C T の技術動向にも注視しつつ今後の活用について検討していきます。